

令和8年度

第7回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和8年9月25日（金）

令和8年度第7回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年9月25日（金）10:00～11:15

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

農業委員	会 長	松 木 会 長	1 番	二 宮 委 員	2 番	大 塚 委 員
	3 番	高 橋 (立) 委 員	5 番	細 野 委 員	6 番	高 橋 (美) 委 員
	7 番	山 本 委 員	8 番	荒 川 委 員	9 番	加 藤 委 員
	10番	落 合 委 員	11番	横 山 委 員	12番	上 原 委 員
	13番	笹 尾 委 員	14番	栗 原 委 員		

傍聴人等 傍聴人 0人

事 務 局 佐野局長 佐草局長代理 紺谷主査 花上主事

報告事項

- 報告第1号 農地造成の届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（公売）
- 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第7号 非農地証明について
- 報告第8号 生産緑地地区の取得あっせんについて

議 事

- 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

＜報告事項＞

報告第1号 農地造成の届出について

事務局 議案書のとおり、2件の届出について、土地の所在地の一部と着工及び完了年月日と盛土高を報告。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局 議案書のとおり、2件の通知について、土地の所在の一部と解約成立日、土地引渡日、解約事由を報告。

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、4件の届出について、土地の所在の一部と相続開始年月日を報告。

報告第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（公売）

事務局 議案書のとおり、1件の許可について、土地の所在の一部と農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格者証明を発行済の案件である旨を報告。

報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、9件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、9件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第7号 非農地証明について

事務局 議案書のとおり、1件の非農地証明について、土地の所在の一部と利用状況を報告。

報告第8号 生産緑地地区の取得あっせんについて

事務局 議案書のとおり、1件の生産緑地地区の取得あっせんがあったことについて報告する。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請9件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

金目親水公園から南西へ約440m

農振農用地

【経営地】

経営面積 19,262.00㎡

田・・・約7反

畑・・・約1町2反2畝

取得後経営面積 19,503.00㎡

【農業従事者内訳】

代表取締役 (40代) 農業専従

取締役 (40代) 農業専従

取締役 (40代) 農業専従

取締役 (70代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1、田植機1

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は譲受人の経営地に囲まれている立地であり、適正に管理されていた。経営地については花の栽培を主に行っており、良好に管理されているため問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

議 長 次に2番案件と3番案件については、関連があるため、特に問題がない限り一括で審議したいと思うが、異議はあるか問う。

議 長 異議がないようなので、2番案件と3番案件は一括審議とする。

(2番案件)

事務局 2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

五領ヶ台公園から南東へ約300m

農振農用地

【経営地】

経営面積 4,176.00㎡

田・・・約4反1畝

取得後経営面積 4,572.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (60代) 兼業

妹 (60代) 兼業

甥 (30代) 兼業

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1、田植機1、コンバイン1

(3 番案件)

事 務 局

3 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

五領ヶ台公園から南東へ約 290m

農振農用地

【経営地】

経営面積 4, 176.00㎡

田・・・約4反1畝

取得後経営面積 4, 209.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (60代) 兼業

妹 (60代) 兼業

甥 (30代) 兼業

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1、田植機1、コンバイン1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件と 3 番案件の申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地はいずれも田として管理されており、経営地の田についても作付けがされており適正に管理されているため問題はない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2 番案件及び 3 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(4 番案件)

事 務 局

4 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

県道 4 4 号伊勢原藤沢線の大島交差点から西へ約 4 2 0 m

農振農用地

【経営地】

経営面積 6, 2 5 8.0 0 m²

畑・・・約 6 反 2 畝

取得後経営面積 7, 2 0 8.0 0 m²

【農業従事者内訳】

本人 (4 0 代) 農業専従

妻 (4 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 1、耕うん機 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は適正に管理されており、経営地についても、露地野菜等が作付けされていた。良好に管理されているため問題はない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

4 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(5 番案件)

事 務 局

5 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

県道 4 4 号伊勢原藤沢線の大島交差点から北東へ約 9 0 m

農振農用地及び農振白地

【経営地】

経営面積 1 3, 4 3 1. 3 0 m²

田・・・約 5 反 6 畝

畑・・・約 7 反 8 畝

取得後経営面積 1 5, 0 5 5.3 0 m²

【農業従事者内訳】

本人 (4 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 1、耕うん機 1、田植機 1、コンバイン 1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は適正に管理されており、いずれの経営地についても良好に管理されているため問題はない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

5 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

議 長 次に 6 番案件から 9 番案件については、関連があるため、特に問題がない限り一括で審議したいと思うが、異議はあるか問う。

議 長 異議がないようなので、6 番案件から 9 番案件は一括審議とする。

(6 番案件)

事 務 局 6 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

国道 1 2 9 号線の新吉際入口交差点から北西へ約 8 3 0 m

農振農用地

【経営地】

経営面積 3 5, 8 5 8.8 1 m²

田・・・約 6 反

畑・・・約 3 町

取得後経営面積 3 6, 5 0 8.8 1 m²

【農業従事者内訳】

本人 (5 0 代) 農業専従

妻 (5 0 代) 農業専従

父 (8 0 代) 農業専従

母 (7 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 4

(7 番案件)

事 務 局

7 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

国道 1 2 9 号線の新吉原入口交差点から北西へ約 8 3 0 m

農振農用地

【経営地】

経営面積 3 5, 8 5 8.8 1 m²

田・・・約 6 反

畑・・・約 3 町

取得後経営面積 3 6, 3 9 7.8 1 m²

【農業従事者内訳】

本人 (5 0 代) 農業専従

妻 (5 0 代) 農業専従

父 (8 0 代) 農業専従

母 (7 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 4

(8 番案件)

事 務 局

8 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

国道 1 2 9 号線の新吉原入口交差点から北西へ約 8 3 0 m

農振農用地

【経営地】

経営面積 3 5, 8 5 8.8 1 m²

田・・・約 6 反

畑・・・約 3 町

取得後経営面積 3 6, 3 9 6. 8 1 m²

【農業従事者内訳】

本人 (5 0 代) 農業専従

妻 (5 0 代) 農業専従

父 (8 0 代) 農業専従

母 (7 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 4

(9 番案件)

事 務 局

9 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

国道 1 2 9 号線の新吉際入口交差点から北西へ約 8 3 0 m

農振農用地

【経営地】

経営面積 3 5, 8 5 8.8 1 m²

田・・・約 6 反

畑・・・約 3 町

取得後経営面積 3 6, 3 9 7.8 1 m²

【農業従事者内訳】

本人 (5 0 代) 農業専従

妻 (5 0 代) 農業専従

父 (8 0 代) 農業専従

母 (7 0 代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター 4

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

6 番案件から 9 番案件の申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は 1 枚の筆に見えるが、所有者が細かく分かれている農地であり、いずれも田として管理されている。今回の所有権移転により所有者を 1 人にする計画のようである。経営地については田も畑も作付けがされており、適正に管理されているため問題はない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

6 番案件、7 番案件、8 番案件、9 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 農地法第4条の規定による許可申請2件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【申請地】

吉沢市民窓口センターから南へ約380mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第2種農地

【理由及び近隣状況】

吉沢市民窓口センターから500m以内に位置している。

東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は宅地。

【利用計画】

出入口は南側道路からの計画。

申請地は舗装はしないで土で転圧し、雨水自然浸透。

隣接農地及び水路等はないため、被害防除は行わない。

水利土木組合長からの同意済。

【申請理由】

申請人は高齢の父親がおり、デイサービスや病院の往診等に使用する車両を自宅に止めたいが、自宅には乗用車が止まっているため、申請地に乗用車を移動させたい。また、近くの畑に止めている耕うん機を申請地に移動させ、収穫物を畑に置きたいと考えており、申請地は自宅からも近く必要な駐車台数を確保できるため最適であると考え、転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は、申請人の父親がデイサービス等の利用を開始したことで自宅の駐車スペースが不足したこと、畑に置いている耕うん機を止めるために転用するものである。他の場所も検討したが、申請地が最適であるため転用申請があった。申請地に隣接する農地はなく、問題はないと思われる。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【申請地】

城島市民窓口センターから東へ約 4 9 0 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 2 種農地

【理由及び近隣状況】

城島市民窓口センターから 5 0 0 m 以内に位置している。

東側は農地、西側は宅地及び農地、南側は農地、北側は道路。

【利用計画】

出入口は北側道路からの計画。

西側は既存擁壁、東側と南側には H 鋼と土留板を新設し、被害防除を図る。

計画地は転圧、砂利敷で雨水は自然浸透。

水利土木組合長からの同意済。

【申請理由】

申請人はいちごの摘み取り事業を行っており、申請地は令和 6 年、令和 7 年に一時転用の許可を受け仮設駐車場として利用してきた。今年からブルーベリーの摘み取り事業も行い、新規顧客の開拓による事業拡大を計画している。いちごとブルーベリーは収穫時期が異なることから、通年で利用できる来客者用駐車場が必要であり、いちごハウス、ブルーベリー農園から近く、必要な駐車台数を確保できる申請地が最適であることから永久転用を申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は、いちご摘み事業のお客さん用の駐車場として昨年と一昨年の 2 回に渡って一時転用をしたものである。しかし、いちごの収穫時期以外は駐車場利用の必要性がなかったところを、新たにブルーベリー農園を始めたことで、年間を通して駐車場の需要があるとのことから、今回は永久転用するもの。隣接農地との間には H 鋼と土留板を新設して被害防除を行う計画であり、問題はないと思われる。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請7件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

所有権移転

【申請地】

神田中学校から西へ約260mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

神田中学校から西へ約270m、田村けやき公園から西へ約415mに位置し、幅員4m以上の前面道路に2管(水管、下水管)が埋設されている。

東側は農地、西側は農地、南側は農地、北側は道路。

【利用計画】

出入口は北側からの計画。

申請地は砂利敷きで、入口部分をコンクリート舗装とする。

周辺をH鋼とコンクリート板で土留めをし、隣接農地へ被害防除を行う。

雨水は自然浸透処理。

水利土木組合及び隣接農地所有者からの同意済。

【申請理由】

譲受人は運送業を営んでおり、トラック32台を所有している。車両の増加に伴い、現在の駐車場では手狭となり、今後の事業拡大を考え、購入できる土地を探していたところ、使用している駐車場から近く、使い勝手もよい申請地を駐車場として申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地については、隣接する田があるものの、周囲にはH鋼とコンクリート板でしっかりと土留めをする計画である。荷台部分等が農地にはみ出ないよう被害防除をきちんとしていただければ、問題はないと思われるため、転用についてはやむを得ないと現地調査において判断した。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2 番案件)

事 務 局

2 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場（一時転用）

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

市立神田中学校から北西へ約 5 2 0 m に位置

【立地基準】

農振農用地

【理由及び近隣状況】

農業振興地域内の農用地区域

東側は農地、西側は道路、南側は河川、北側は農地。

【利用計画】

出入口は北側の伊勢原市の農地を借用し進入する。

申請地は遮水シートや敷鉄板等で養生し、隣接地への影響を抑える。

北側に農地（一時転用地）、東側が渡人農地、西と南は非農地である。

水利土木組合及び隣接農地所有者からの同意済。

【申請理由】

申請地の西側にある道路の橋の補強工事を行うため、進入路や資材置場が必要となり、作業効率を考慮し、申請地を資材置場として申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

今回の申請は、橋の補強工事を行うための一時的な転用申請である。申請地の横を笠張川が流れており、申請地から工事を行う橋までは手が届くような位置にあり、位置関係からも最適地であることから、一時転用はやむを得ないと思われる。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(3番案件)

事務局

3番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

事務所敷地（管理拠点施設）

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

松岩寺から東へ約300m、叶谷公園から西へ約380mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第1種農地

【理由及び近隣状況】

10ha以上の一団の農地に該当するが、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない面積を拡張するため例外的許可に該当する。

東側は道路、西側は農地、南側は農地、北側は道路。

【利用計画】

出入口は東側道路からの計画。

建物と隣地との境界には地先境界ブロック及びCB擁壁を設置し、それ以外の部分と隣地との境界にはL型擁壁を設置する。

雨水桝及び排水側溝を設置して、雨水や濁水等の流出入を防ぐ。

汚水は浄化槽を設けて処理をする。

水利土木組合及び隣地農地所有者の同意済。

【申請理由】

受人所有地の一部が令和6年2月に「生物多様性豊かな”湘南平塚ゆるぎ 里地里山”」として環境省に認定されたことを機に、当地区の維持保全、管理を目的とした拠点を設置するもの。申請地は、主要道路である県道63号線に接道し、当地区へ徒歩で約10分の場所に位置することから、現存する仮設建築物（現事務所）の敷地拡張を目的として申請地の一部分を転用申請するもの。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

3番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は第1種農地に該当するが、例外的許可の条件に当てはまるため転用申請があったものである。受人は地元の方と湘南平塚ゆるぎの里の活動を行っており、ボランティア活動の参加者を募集して、山道の整備や使用していない土地に花を植えて景観を良くする等の活動をしている。現在建っている建物ではボランティア活動の参加者が利用するにあたって手狭な状況であるとのことで、建物面積を拡張して建て替えを行うため転用申請するもの。隣接する農地への被害防除も行うため、今回の転用についてはやむを得ない考える。

地元委員

事務局からの補足説明を求める。

事務局

地元委員から意見があったところだが、立地基準について事務局から計画図を参照しながら補足説明をする。

今回の申請地は第1種農地に該当するが、例外的許可に該当するものである。今回の建て替えに伴い面積を拡張する部分が既存施設の面積の2分の1を超えない計画であるためである。なお、既存施設が建っている土地は農地ではない。転用目的は、「生物多様性豊かな”湘南平塚ゆるぎ 里地里山”」としての活動について、需要が高まっており、活動拠点の整備を行うとのことで建て替え工事を行うものである。

議 長 地元委員の意見及び事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
3 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(4 番案件)

事 務 局

4 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

豊田市民窓口センターから南西へ約 1 1 0 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

豊田市民窓口センターから 3 0 0 m 以内に位置している。

東側は雑種地、西側は道路、南側は宅地、北側は雑種地。

【利用計画】

出入口は東側からの計画。

申請地は碎石にて転圧とする。

東・西・北側に単管パイプと鋼板を新設し、被害防除を図る。

雨水は新設の浸透枳により処理。

水利土木組合の同意済。

【申請理由】

譲受人は、建設業を営んでいる。事業拡大に伴い、現在使用している資材置場が手狭となっていることから、新たな資材置場を探していた。申請地は現在使用している施設に隣接しており、資材の搬入搬出や管理が効率的に行えることに加え、必要な面積を確保できることから最適と考え、転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

4 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地に隣接する農地はないものの、周辺には農地が広がっており水田も多いため、廃液等が用水路に流れることを懸念していたが、今回の申請地と用水路との間には道路があるため、用水路に影響はないのではないかと考える。また、入口部分を除いて単管パイプで区切り、約 4 0 c m 程度の鋼板で囲うとの計画であり、周辺への被害防除がしっかりとなされることになっている。搬入搬出の車両による渋滞についても懸念しているところだが、申請地からすぐ近くの受人が持つ駐車場の様子を見ている限り、そこまで多くの車両の出入りはないようであったので、大きな心配はないと思われる。周辺の農地に被害を及ぼす可能性は低く、今回の転用はやむを得ないと思う。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

4 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(5 番案件)

事 務 局

5 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場及び車両置場（一時転用）

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

主要地方道相模原大磯線神奈中バス「弁天通り」バス停から東へ約 1 0 0 m、叶谷公園から南西へ約 3 8 0 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 1 種農地

【理由及び近隣状況】

1 0 ha 以上の一団の農地に該当するが、仮設工事に伴う一時転用であるため例外的許可に該当する。

東側は水路及び道路、西側は道路及び農地、南側は農地及び道路、北側は道路及び農地。

【利用計画】

出入口は 281-1 の北側及び 288-1 の南側道路からの計画。

申請地内に浚渫土は仮置きして乾かしてから処分するが、絞り水は河川側に流す。

申請地内は遮水シート及び鉄板敷とし、隣接農地との間には土のうを設置して被害防除を図る。

水利土木組合及び隣接農地所有者からの同意済。

【申請理由】

不動川の出水等による土砂流出や堆積により流下断面が阻害されている状況であることから浚渫工事を行うため、工事に伴う資材置場及び車両置場を必要としていた。工事対象地と申請地は隣接しており、必要な作業スペースも確保され道路からのアクセスも良いため一時転用の申請をするもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

5 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

今回の申請地については、第 1 種農地に該当するが、仮設工事に伴う一時的な転用であるため例外的許可にあたるものである。浚渫工事にて出た土を乾かすためのスペースや車両を置くスペースが必要であるとのことであり、被害防除もしっかりと行う計画で、隣接農地の所有者からも同意を得ているため、今回の一時転用については問題ないと思われる。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

5 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(6 番案件)

事 務 局

6 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場及び車両置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

学校法人平岡学園平岡幼稚園から南東へ約 5 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 3 種農地

【理由及び近隣状況】

学校法人平岡学園平岡幼稚園から南東へ約 5 m、岡崎上ノ入公園（街区公園）から西へ約 25.5 m の位置で、幅員 4 m 以上の前面道路に 2 管（上水管、下水管）が埋設されている。東側は雑種地、西側は宅地、南側は道路、北側は水路。

【利用計画】

出入口は南側道路からの計画であり、歩道切下げを新設。

申請地は碎石転圧とする。

北側には単管パイプ・鋼板を新設し、水路への被害防除を図る。

雨水は自然浸透処理とする。

水利土木組合からの同意済。

【申請理由】

譲受人は、平塚市・秦野市を中心に運送業及び資材リース業を主に営んでいる。令和 8 年 1 月に申請地の隣接地について転用許可が下り、現在資材置場・車両置場として利用しているが資材（鉄板）が多く、トレーラーの旋回スペースが不足し、安全性が確保できず作業効率も悪い状況である。申請地は現在の資材置場・車両置場に隣接していることに加え、必要な面積を確保できることから最適地であると判断し、転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

6 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地の隣接地については今回の申請と同じ受人が昨年転用済であり、資材置場及び車両置場として利用中である。転用済の隣接地との間にはフェンスがあるため、別で利用することになると思われる。今回の申請地について、被害防除もなされる計画であり、転用はやむを得ない考える。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

6 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(7 番案件)

事 務 局

7 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

金目親水公園から西へ約 1 0 0 m に位置

【立地基準】

農地区分・・・第 2 種農地

【理由及び近隣状況】

1 0 ha 未満の一団の農地かつ市街化区域から 5 0 0 m 以内に位置するため。

東側は農地、西側は道路、南側は農地、北側は道路。

【利用計画】

出入口は北側道路からの計画であり、既存のコンクリート擁壁を切り崩して通行路を拡張する。

申請地は砂利敷き転圧とする。

隣接農地との間は単管パイプと鋼板で囲い、被害防除を図る。

雨水は集水桝を新設し、敷地内浸透処理とする。

水利土木組合及び隣接農地所有者からの同意済。

【申請理由】

譲受人は、残土処理や建設土木関連の事業を営んでいる。現在使用している資材置場は、共同営業している他会社の施設を借用しているが、他会社の都合により令和 9 年 3 月までには使用できなくなること、事業拡大に伴い資材が増加していることから新たな資材置場を探していた。申請地は本社からのアクセスが良いことに加え、必要な面積を確保できることから最適地と考え、転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

7 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地については道路や東側の隣接農地から高低差があり、水捌けも良い農地である。当初の計画では、隣接農地との間に、単管パイプとベニヤ板を新設して被害防除を図るというものであったが、ベニヤ板では耐久性が低く、すぐに腐ってしまうのではないかと意見をしたところ、鋼板に変更となった。申請地と高低差がある隣接農地もあるが、隣接農地の所有者からは同意を得ており、被害防除も行う計画であるため、今回の転用はやむを得ない考える。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

7 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

- 議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、7件の証明願について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。
- 議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から7番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。
- (1番から7番案件)
- 議 長 地元委員に意見を求める。
- 地元委員 1番案件について、申請地はしっかりと野菜を作付けしている様子を確認し、適正に管理されていたため問題はない旨を報告。
- 地元委員 2番案件について、申請地は4筆あり、3筆は水稻を行っていた。残りの1筆は水捌けが悪いとのことで水稻を行っていないものの、草をきちんと刈って管理されていたため、問題はない旨を報告。
- 地元委員 3番案件について、申請地はサツマイモ等の野菜が作付けされており適正に管理されていた。1筆のみ雨天が続いていることにより管理が難しいとの場所があったが、草刈りをして適正な状態になっていることを確認したため、問題はない旨を報告。
- 地元委員 4番案件について、申請地は畑と水田があり、どちらも作付けされていて適正に管理されていたため、問題はない旨を報告。
- 地元委員 5番案件について、申請地のうち田は水稻を行っており、畑についてはナスやサツマイモ等が作付けされていた。普段から綺麗に管理されており、問題はない旨を報告。
- 地元委員 6番案件について、申請地は秋冬野菜の作付け準備としてトラクターで耕うんされ、良好に管理されており問題はない旨を報告。
- 地元委員 7番案件について、申請地は住宅地に囲まれており、作付けはされていないものの良好に管理されていたため、問題はない旨を報告。
- 議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。
- 結 果 1番案件から7番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

以上をもって閉会する。

(1 1 時 1 5 分 閉会)

以上の会議の経過を記載し、確認したため署名いたします。